

五條市ビジョン推進懇話会要綱

(設置)

第1条 本市最上位計画である「五條市ビジョン」を効果的に推進するにあたり、幅広く意見を聴取するため、五條市ビジョン推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会においては、次条第2項に規定する構成員から次に掲げる事項について意見を聴取するものとする。

- (1) 五條市ビジョン全体の推進及び進捗管理に関すること。
- (2) 五條市国土強靱化地域計画の推進及び評価に関すること。
- (3) 五條市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進及び評価に関すること。
- (4) その他、五條市ビジョンの推進にあたり市長が特に必要と認めること。

(組織)

第3条 懇話会は、構成員15人以内をもって組織する。

2 構成員は、識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 構成員の任期は2年とし、構成員が欠けた場合における補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、構成員の互選により定める。
- 3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、懇話会を初めて招集するときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。ただし、会議において別の方法によると定める場合はこの限りでない。

4 前3項の規定にかかわらず、会議は、会長が簡易迅速な審査のため必要があると認めるとき、特に緊急の必要があると認めるとき、軽易な事項で会議を開く必要がないと認めるときその他特別の事情があると認めるときは、文書その他の方法による審議とすることができる。

5 会議は原則として公開とする。ただし、個人情報を取り扱う場合その他会長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 懇話会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、市長公室企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（五條市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進懇話会要綱の廃止）

2 五條市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進懇話会要綱（平成27年5月五條市告示第57号）は、廃止する。